

# 家畜保健衛生所情報

令和6年9月30日

渡り鳥の飛来が本格化  
高病原性鳥インフルエンザの防疫対策徹底をお願いします

昨シーズンは10月に北海道で野鳥での高病原性鳥インフルエンザ感染が確認されました。渡り鳥の飛来が開始した時点で国内にウイルスが侵入していると考えられ、この時期から警戒を強める必要があります。昨シーズンの家きんにおける本病の発生は10県11事例でした。発生事例の中には、手指消毒や衣服・長靴の交換などの基本的な飼養衛生管理が十分に実施されていない事例があり、本病の疫学調査チームからは、人・野鳥・野生動物を介して農場にウイルスが侵入した可能性が示されています。家きん飼養農家の皆様におかれましては、下記を参考に、本病に対する防疫対策の徹底をお願いします。



改めて飼養衛生管理基準の遵守状況の確認をお願いします！  
特に以下の7項目については、家保から一斉点検を実施します。  
ご自身でも毎月1回の点検をお願いします！

### <衛生管理区域への立ち入り時>

- 手指の消毒 (項目 13)
- 専用の衣服及び靴の使用 (項目 14)
- 車両の消毒 (項目 15)



タイヤの溝やタイヤハウスもしっかり消毒

### <家きん舎への立ち入り時>

- 手指の消毒 (項目 20)
- 家きん舎ごとの専用の靴を使用 (項目 21)



すのこ等を用いて靴を履き替える際の動線の交差を防止

### <野生動物の侵入防止>

- ネット等の設置、点検及び修繕 (項目 24)
- ねずみ及び害虫の駆除 (項目 26)



破損や隙間がないか点検！

家きんの観察を毎日行い

異状が確認された場合はただちに家畜保健衛生所へ通報してください

\*\*\*\*\*

大阪府家畜保健衛生所 〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59

TEL: 072-458-1151 FAX: 072-458-1152

\*\*\*\*\*